

# 高齢者と高齢者を介護する家族の方を支援します

村では、高齢者を在宅で介護する家族の方の負担を軽減するため、ショートステイの利用料金の一部を補助するほか、虐待を受けている高齢者をショートステイで一時的に保護します。

【問い合わせ】地域福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1140)



## やむを得ない事由により一時的に介護ができなくなったときは… ショートステイの利用料金の一部を補助します

村では、高齢者を在宅で介護する家族の方が、やむを得ない事由により一時的に介護ができなくなったときに、ショートステイを利用できるようにするとともに、利用料金の一部を補助し、介護者の負担を軽減します(家族レスパイト事業)。介護でお悩みの方は、一人で悩まずにぜひご相談ください。

**対象**▼村内に住所を有し、在宅で介護するご家族が、  
休息、休養、疾病、冠婚葬祭等の社会通念上やむ  
を得ない事由により、一時的に介護ができなくな  
った要支援高齢者で、次のいずれかに該当する方  
▽要介護認定を受けていない  
▽要介護1・2または、要支援1・2の認定を受けて

いて、介護保険サービスの支給限度額を超えて  
介護保険サービスを利用している

**利用期間**▼1回の利用につき3日以内(年間最大  
18日まで)

**自己負担額**▼利用料の2割(8割は村負担)と部屋  
代・食事代等



## 高齢者虐待が疑われるときは… ショートステイで一時的に保護します

村では、虐待を受けている高齢者を一時的に保護するために、ショートステイ(短期入所)を利用できるよう、複数の施設と契約を結んでいます(ショートステイ事業)。高齢者の虐待に気付いた場合は、速やかにご相談ください。

**対象**▼おおむね65歳以上の高齢者で、次のいづれ  
かに該当する方

▽虐待や放置等によって、介護保険サービスを受け  
ることができない

▽認知症その他の理由により意思能力が乏しいた  
め、在宅で日常生活を送ることが困難で、本人を  
代理する家族等がない

**利用期間**▼介護保険に規定する給付  
と合わせて30日まで

**自己負担額**▼利用料の1割(9割は  
村負担)と部屋代・食事代等



### 介護に悩んでいませんか？

高齢者虐待では、高齢者の生命と尊厳を守  
る事が最優先ですが、虐待が生じる際には、介  
護の協力者や相談相手がおらず「孤独な介護」  
を行っているなど、虐待する側  
も支援を必要としている場合が  
あります。

介護でお悩みの方は、一人で  
悩まずに、ぜひご相談ください。

